

令和5年第2回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和5年8月25日 開会

令和5年8月25日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和5年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和5年8月25日

1 出席議員

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	鶴沢清永君	8番	袴田忍君
9番	田邊明佳君	11番	小倉利一君
12番	阿井市郎君	13番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
18番	御園生明君		

2 欠席議員

10番	中村勇君	14番	板倉正道君
17番	松野唱平君		

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業者 管理	阿部恭久君
代表監査委員	片岡修君	教育長	内田達也君
事務局長	渡辺裕次郎君	消防長	中村希一君
水道部長	秋山忠君	公立長生病院 事務部長	柴崎勲君
消防本部次長 (総務課長事務取扱)	秋葉和彦君	水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君
事務局局長 総務課	中村年孝君	医療民生課長	杉崎正文君
環境衛生課長	阿曾弘信君	水道部 管理課長	深山光男君
公立長生病院 総務課長	堺谷正男君	会計管理者	岡澤靖江君
環境衛生課 主幹	渡邊稔也君	消防本部 総務課主幹	丸宏史君

視聴覚教材 センター所長	茂住卓生君	温水センター 所長	本吉智久君
環境衛生 センター所長	安井一仁君	長南聖苑所長	村上尚子君

4 事務局職員

議事 事務局 書	会長 石崎康志	書記 秋葉正人
	書記 野元保裕	書記 大塚将史

議 事 日 程

平成5年8月25日 午前10時開議

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 議席の変更
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 常任委員会委員の選任
- 第 8 議会運営委員会委員の選任
- 第 9 一般質問
- 第 10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例の制定について）
- 第 11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の制定について）
- 第 12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について）
- 第 14 認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑
- 第 15 議案第1号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 16 議案第2号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計利益積立金の振替え

について

- 第 17 議案第 3 号 令和 5 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 4 号 令和 5 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 5 号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 6 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議会事務局長（石崎康志君） 皆様、おはようございます。

令和5年第2回定例会が招集されました。

この議会は、現在、議長及び副議長が空席となっておりますので、新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、阿井市郎議員が年長の議員でありますので、臨時議長として御紹介申し上げます。

阿井議員、議長席に着席をお願いいたします。

○臨時議長（阿井市郎君） おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました長生村の阿井市郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、年長者である私が臨時議長の職務を務めさせていただきます。皆様の御協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、着席をさせていただきます。

次に、本日、定例会に説明員として出席通知されてありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

欠席者及び遅刻者がございます。

10番中村勇君、14番板倉正道君、17番松野唱平君から欠席の旨の届出がありました。

午前10時02分開会

○臨時議長（阿井市郎君） それでは、ただいまから令和5年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は15名であります。よって、定足数に達し、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

議長に7番鶴沢清永君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました鶴沢清永君を議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま御指名いたしました鶴沢清永君が議長に当選されました。

ただいま当選をされました鶴沢清永君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

鶴沢清永君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長(鶴沢清永君) ただいま議員各位から御推挙いただきまして、議会議長に就任いたしました一宮町の鶴沢でございます。

より円滑に、開かれた議会を目指してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。つきましては、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(拍手)

○臨時議長(阿井市郎君) ただいま議長が決まりましたので、議長と交代いたします。

鶴沢議長は、議長席をお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

○議長(鶴沢清永君) それでは、よろしくをお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。よろしくをお願いいたします。

午前10時06分休憩

午前10時10分再開

○議長(鶴沢清永君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日のこれからの日程は、ただいまお手元に配付しましたので、御了承願います。

ここで諸般の報告をいたします。

組合規約第5条第2項の規定により、本年4月の長南町議会議員選挙に伴い、議長職議員として松野唱平議員が、議会選出議員として御園生明議員が再選され、本年6月の茂原市議会におきまして議長職議員として金坂道人議員が、議会選出議員として鈴木敏文議員が、7月の長生村議会におきまして議長職議員として小倉利一議員が、議会選出議員として阿井市郎議員が、また、7月の長柄町議会議員選挙に伴い、議長職議員として柴田孝議員が、議会選出議員として本吉敏子議員が本組合の議員となりました。今後の活躍を御期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、一般会計予算事故繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業会計予算繰越計算書、水道事業会計予算継続費繰越計算書並びに病院事業会計予算繰越計算書について、8月3日付で管理者から調製した旨の報告がありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業資金不足比率について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分した旨、8月10日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2「議席の変更」並びに日程第3「議席の指定」を一括議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項並びに第3項の規定により、議長において指定いたします。

1番に金坂道人君、3番に小久保ともこ君、4番に鈴木敏文君、11番に小倉利一君、12番に阿井市郎君、15番に柴田孝君、16番に本吉敏子君、17番に松野唱平君、18番に御園生明君を指定します。

日程第4「会議録署名議員の指名」をいたします。

6番常泉健一君、8番袴田忍君の両名を指名いたします。

日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容から、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第6「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に、金坂道人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました金坂道人君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました金坂道人君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました金坂道人君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

金坂道人君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○副議長(金坂道人君) ただいま副議長に選任をいただきました茂原市市議会議長の金坂でございます。

鵜沢議長をしっかりと支え、円滑な議会運営ができますよう努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長（鶴沢清永君） 日程第7「常任委員会委員の選任」並びに日程第8「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務委員会委員に1番金坂道人君、11番小倉利一君、15番柴田孝君を、企業委員会委員に4番鈴木敏文君、12番阿井市郎君、16番本吉敏子君、18番御園生明君を、議会運営委員会委員に12番阿井市郎君、16番本吉敏子君、18番御園生明君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、総務委員会委員並びに企業委員会委員、また、議会運営委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

なお、休憩中に常任委員会及び議会運営委員会を開催しますので、総務委員会の方は第1研修室へ、企業委員会の方は第2研修室へお集まりください。また、議会運営委員会の委員は常任委員会終了後、引き続き行います。よろしく申し上げます。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ここで報告いたします。

休憩中、常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、空席でありました総務委員会副委員長に金坂道人君が、企業委員会副委員長に鈴木敏文君が、議会運営委員会副委員長に御園生明君がそれぞれ選任されました。

ここで管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和5年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり

まして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところ本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の進展に御指導御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、先ほど議長から御報告ありましたが、本年4月、長南町の議会議員の改選に伴い当組合議員が選出され、議長職議員として松野唱平議員が、議会選出議員として御園生明議員が、また、6月に行われました茂原市議会におきまして当組合議員が選出され、議長職議員として金坂道人議員が、議会選出議員として鈴木敏文議員が就任されました。7月には長生村議会におきまして当組合議員が選出され、議長職議員として小倉利一議員が、議会選出議員として阿井市郎議員が、同月、長柄町の議会議員の改選に伴い当組合議員が選出され、議長職議員として柴田孝議員が、議会選出議員として本吉敏子議員が就任されました。

議員の皆様におかれましては、広域行政進展のため、御支援御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました前議長の古坂勇人氏、前副議長の中山和夫氏、向後研二氏、東間永次氏、鶴岡喜豊氏におかれましては、長年にわたり広域行政進展のため多大なる御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げますとともに、今後一層の御活躍を御祈念申し上げます。

また、先ほど議長及び副議長の選挙がありまして、新議長に鶴沢清永議員が、新副議長に金坂道人議員が就任されました。両議員におかれましては、今後の広域行政の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に移行となりました。移行後3か月が経過し、定点医療機関の感染者数の推移については増加の一途をたどっている状況であります。この夏は各地で4年ぶりに様々な催し物が行われ、地域の皆様にとって喜ばしい反面、依然としてリスクが高い感染症であり、必要に応じマスクの着用や換気など、これまでの取組を生かした感染対策を引き続き行う必要があると考えております。

ここで、行政報告をさせていただきます。

環境衛生課の関係でございますが、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事は、平成30年7月の着工から約4年9か月の工事期間を経て本年3月末に竣工し、また、昨年8月に着工しましたエコパーク長生の嵩上げ工事につきましても本年7月末に竣工いたしました。工事期間中は組合

議員をはじめ、地元住民及び関係者各位には御理解と御協力を賜りまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、新最終処分場整備事業につきましては、当初、土木建築工事と浸出水処理施設建設工事の契約締結について、本定例会に議案として提出する予定でしたが、最低制限価格とほぼ同額で落札されたことから、入札が適正だったのか、再調査のため本定例会での議案提出を見送ることといたしました。今後、組合議員の皆様には調査結果を報告し、早期に対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和4年度各会計決算の認定案を中心に14案件について御審議をお願い申し上げるところでございます。

私からは、令和4年度の各会計における決算について概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は75億350万円余、歳出総額は73億3,327万円余となり、歳入歳出差引き残額は1億7,022万円余となりました。また、実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源7,301万円余を控除すると、9,721万円余となりました。今後とも経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいり所存であります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億6,207万円余、歳出総額は1億5,076万円余となり、歳入歳出差引き残額は1,131万円余となりました。実質収支も同額でございます。今後とも関係機関と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいり所存であります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口13万9,000人余、給水世帯数6万4,000世帯余、年間総給水量は1,901万立方メートル余となりました。また、年間有収給水量は1,619万立方メートル余で、前年度に比べ1.3%の減少となりました。経理状況でございますが、水道事業収益は47億4,483万円余で、水道事業費用は46億1,823万円余となり、1億2,660万円余の純利益となりました。

また、資本的収支については、資本的収入が5億5,293万円余で、資本的支出が16億9,001万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額11億3,707万円余は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。今後とも水需要に対応した安定給水に努め、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量で、コロナ患者の対応等により入院患者数は年間延べ2万3,400人余、前年度に比べ10.3%減、また、外来患者数8万2,600

人余で前年度に比べ1.7%減となりました。

経理状況ですが、病院事業収益の決算額は34億9,442万円余で、病院事業費用の決算額は31億8,369万円余となり、3億1,073万円余の純利益となりました。

また、資本的収支については、資本的収入が4億6,814万円余で、資本的支出が5億6,829万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額1億15万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となり、国・県からの補助金等が縮減され、加えて、光熱費などのコストが上昇しており、厳しい病院運営になることが見込まれます。収益の向上を図るため、病床を効率よく稼働させるなど経営基盤の安定に努めてまいります。

なお、発熱外来の実施や入院患者の受入れ、ワクチン接種など、引き続き積極的に取り組んでまいります。

なお、各会計の決算認定に当たりましては監査委員に審査をお願いし、様々な御意見や御指導をいただいております。経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

以上が各会計の令和4年度決算の概要となりますが、そのほかの議案につきましてはそれぞれの担当者から説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますようお願い申し上げます、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第9「一般質問」を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は質問内容を簡明に述べるとともに、答弁者はその内容を的確に把握し、明確な答弁をされるようお願いいたします。

なお、質問の回数は、議会運営委員会の決定により3回、時間は答弁を含め30分までといたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、9番田邊明佳君。

○9番（田邊明佳君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

非常備消防について伺います。

まずは、消防団員報酬について、消防団員は火災や地震、風水害と多数の動員を必要とする

大規模災害時の活動のみならず、日常における災害防御活動や災害時だけでなく、地域のイベント等で依頼を受ければ警戒するなど、常に地域に密着し、住民の安心安全のために、その多くが仕事の傍ら活動して下さっております。しかし、団員の皆様方への処遇は決して万全とは言い難く、その活動はほぼボランティアに近いものでございます。

また、消防団員はなり手不足が全国的に問題になっており、国でも処遇改善として報酬等の基準が示されましたが、当組合では遅々として進まない状況です。国の基準が出ている以上、いつかは報酬の引上げをしなければならないと思いますが、組合として引上げの時期はどうお考えなのかを伺いたいと思います。

併せて出動報酬について伺います。団員報酬も重要ですが、こちらは実際の火災等と関係する報酬だと思われま。災害は都合のいい時間に起きるものではありません。人によっては、仕事を中断して駆けつける方も多くいらっしゃいます。そして、現場によっては、決して楽ではない作業を辛抱強くやっけて下さっております。そういった方々に報いるためにも、出動報酬は早急に引き上げるべきだと思いますが、管理者のお考えを伺いたいと思います。

最後に、消防団協力事業所について伺います。現在、団員になることを歓迎しない企業も多くあると聞きますが、生活の糧をその企業で得ている方々にしてみれば、その意向に従わなければならないとは思いますが。その中で、協力事業所という存在はとてもありがたく、大切にしなければならない存在であると考えます。現在の協力事業所の数と、事業所であることの企業側のメリットを伺います。

以上、3点の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの田邊明佳君の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

消防長、中村希一君。

○消防長（中村希一君） 田邊議員の御質問に対して、説明させていただきます。

消防団員報酬と消防団出動報酬に関しましては関連がありますので、併せて御説明申し上げます。

消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、全国的にも当地域でも例外ではなく、消防団員数が減少しております。近年の気象変動による豪雨災害の激甚化に対応する警戒活動、また、一方では地元の協力要請による行事等での活動もあり、消防団の果たす役割も多様化する中で、消防団員一人一人の負担も大変大きくなっています。先日の建物火災でも、長時間にわたる消火活動は、猛暑の中、鎮火まで52時間を要するという活動内容でございました。このような団員の労苦に報いるためにも、処遇の改善として団員報酬額、出動報酬額

を国が示した基準額に改正されますよう、市町村と協議してまいりたいと考えております。

次に、消防団協力事業所についてですが、消防団協力事業所とは、消防団員を相当数雇用している、また、消防団活動について積極的に配慮している事業所等を、消防防災力の強化を目的として消防団活動に理解を求めため協力事業所に認定し、表示証を交付している事業所のこと、現在は圏域内の7事業所を認定しています。そのうちの1事業所に関しましては、総務省消防庁からも認定を受けているところでございます。事業所名は消防本部のホームページにも掲載しています。現在、全消防団員の約8割が被雇用者という状況の中、消防団活性化のためには従業員が入団しやすく、また、活動しやすい環境を整備することが重要であり、事業所の消防団活動への一層の理解と協力が不可欠となっております。

今後は消防団幹部と共に様々な事業所に出向き、従業員の入団促進や、消防団員を雇用している事業所には災害出動による就業中の出動などに配慮していただくよう求め、活動しやすい環境を作っていきたいと考えます。

また、団員確保の方策として、今年度、消防団長ほか団幹部、消防本部で組織する消防団強化対策検討委員会を立ち上げました。そこで、通常の団員とは別に機能別消防団員制度を導入することや、全国的に問題になっている操法大会の実施方法などを現在検討しているところでございます。

私からの答えは以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 田邊明佳君。

○9番（田邊明佳君） 御答弁ありがとうございます。

まずは団員報酬についてなんですけれども、地元の団員の方から言われたことが、我々の報酬は子供のお年玉より低いということです。家族に遠慮しながら操法の練習に励み、出られるときはどんな時間でも出動し、また、御答弁にもありましたように、年末の警戒であるとか、請われれば区の行事に参加したりと、様々な多様化している現状の中で、また、この物価高の折、あまりにもちょっと低いと思うんですよ。それで、この協議してまいりますと言って、割と何年か経っているような気がするんですよ。その協議はいつ終わるのか、はっきりとした方向性というものを示していただきたいんですよ。団員報酬もしくは出動報酬、とにかくどちらかでも早急に上げるべきではないでしょうかと私は思っております。何年引っ張るおつもりなのかと聞きたいぐらいなんですけれども、はっきりとしたその目安というか、いつに上げますというのをお聞きしたいと思います。

また、協力事業所ですが、増強に努めていきたいとのお言葉をいただきましたが、最近の風

潮といたしましては、今の時代に消防団は要らないのではという、そういった声も聞かれるわけなんですけれども、先ほどもおっしゃられたように、火災現場での雑務は意外と多く、過酷な環境でございます。また、災害時にマンパワーが必要だということは、災害を経験されたことのある管理者や副管理者の皆様方にはよく分かっていらっしゃるかと思います。

団員確保に苦慮するのは、人口減少や時代の変化も原因としてあるのかもしれませんが、そういった消防団の非常時における重要性、そういったものの周知がまだまだ住民の皆様や企業の皆様方に行き渡っていないのかなという、そういうことも御認識いただけないということも問題なのではないかと思うんです。ですから、協力事業所へのアプローチも併せて、住民の皆様方にもこういった消防団員の重要性をもっと周知していくべきではないでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

中村希一消防長。

○消防長（中村希一君） ただいまの田邊議員の御質問につきまして、説明させていただきます。

まず、消防団が必要ないということは絶対ありません。常備消防だけでは対応できない規模の災害も発生してきております。そんな中、対象者が減っているということは確かでありまして、ましてサラリーマンで平日日中は出動できないことが非常に多くなっております。その中で、基本、機能別団員を導入して行って、基本団員を補完していただくような形を取っていきたいと思っておりますので、それもまた今の御意見を消防団長等幹部に伝えまして、どんどん進めていきたいと思っております。

また、報酬の上げる時期に関しましては、私のほうからはっきりとした時期は現在示せない状況です。とにかく団員の労苦に報いるためにも、市町村の関係部局と協議して行って、早めに対応できればなと思っております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 田邊君、再々質問はありますか。

○9番（田邊明佳君） 御答弁ありがとうございます。

私も絶対必要だと思っております。だから、報酬を上げてくださいという質問なんでございますけれども、消防長からは、ちょっと時期に関しては言えないということですが、じゃ、どなたなら答えてくださるのでしょうか。それを聞きたいんですけれども、大きな事業も控えていますけれども、それができるなら、できると思うんですけれども、優先度が低いということなのでしょうか。行政報告にもありましたとおり、住民の皆様の安心安全のために、いざというときの備えがおろそかでいいとは私は言えないと思うんです。いざというときのマンパワー

の確保は重要だと思うんですけども、管理者の皆様方、どうお考えなのかお聞かせください。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの再々質問に対し、当局の答弁を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 田邊明佳議員からの質問でございますけれども、報酬に関しましては再三再四私のほうからお願いしているのは、これ、国から交付金、補助が来ています。したがって、国から来ている、団員宛てで、例えばこれが60人いれば、60掛ける幾らで掛ければその数字が茂原に入ってくるわけです。町村もしかりでございます。だから、皆様方、入ってきた金額をそれぞれ団員に配ったらどうですかという提案をずっとしてきております。それはもう一番順当なやり方だと思っておりますので、そういうやり方で団員の皆様方の報酬は、ほぼ県内は、48団体消防団あるんですけども、そのうちの35団体がそんなような形でやっているはずですよ。

それから、6年度、来年度からは1団体が増えるということなので、残りがまだ、広域も含めました団体ということになります。これが一番私としては、管理者としては、非常に分かりやすいし、シンプルなやり方なので、来た金をそのまま団員に配ればいい話なんですけど、これ、ほかの首長さんなんかのいろいろな話もございますので、この辺は私からの、あくまでも答弁だと思っていただければと思います。

それから、団員が増えないのは、企業もそうなんですけれども、役所は結構やっぱりそれなりに維持していると思うんですけど、企業のそれぞれのやっぱり景気の波もございましたり、あるいは入ってくる、採用の人たちの問題とかもございまして、これも過去にも何回も話しているんですけど、できればOBの方たちに協力してもらえないかと。準消防団員としての活動を、同じような付与をして、できないかと、こういう話も何度かさせてもらっております。

ところが、いろんな問題が出てくるんですよ。つまり、消防団員と同じような対応をするつもりでいても、万が一事件、事故が起きた場合、保険はどうするんだとか、そういった問題とか、あるいは、高齢者なのでそういった活動に本当に適しているのかどうかとか、あるいは、いろんな、それ以外にも問題点が出てきたりなんかしていますので、ここは整理をしてやらざるを得ないかなと。それと、やっぱり女性か、あるいは、本来であればこの周りに大学があれば、大学に協力をお願いして対応してもらおう手もあるんですけど、この周りには大学がございません。したがって、最悪の場合、これは今後の話ですけども、高校まで落としてもらって、各いろいろな公立高校も含めた、私立高校も含めた学校の内で対応できるような形を取れ

るのであれば、その協力も視野に入れてお願いしていくこともどうかということ、これは個人的に考えておるところであります。

いずれにしても、やっぱり団員数はどんどん減っていくと思います。これはさっき言ったように、今、全国的に問題になっております訓練、操法の訓練、これは直接知事のほうにも耳に入っておりますので、県としてどういうふうに捉えてこれを対応するのかなど。何か方向性が出てくれば、それに沿った形で対応していきたいと思っております。

いずれにしても、報酬は私も一日も早く上げたいんですよ。だから、来たものをそのまま払えばいいという単純な、シンプルな話なんですが、それがなかなかできないというのが今の組合の内部の話だと思っています。

以上、よろしいですか。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの再々質問に対し、当局の答弁は終わりました。田邊議員、よろしいですか。

○9番（田邊明佳君） 一言よろしいですか。

質問ではないんですけども、副管理者の方々も言いたいことがいろいろありそうなので、よくよく御協議くださりますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） これをもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し

上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方自治体にも適用されたことに伴い、長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の施行条例を制定したものでございます。

具体的には、開示手数料、個人情報ファイル簿に法に規定する項目以外で記載する項目、行政不服審査会への諮問について、所要の規定を定めたものでございます。

組合では、本件について議会招集を検討したところでございますが、施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） ただいま説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑の回数は、議会運営委員会の決定により3回までといたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例の制定について）」を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがいまして、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第11「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方自治体にも適用されたことに伴い、根拠法令及び規定が変更となるため、現在の行政不服審査会条例を廃止し、新たに同名の条例を制定しようとするものでございます。

具体的には、用語の定義、審査会事務の内容、調査・審議の手続について、所要の規定を定めるものでございます。

組合では、本件について議会招集を検討したところでございますが、施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第2号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の制定について）」を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第12「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「承認第3号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護法の改正後の個人情報保護制度と現行の長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保するため、同条例の一部を改正したものでございます。

具体的には、個人情報の保護に関する法律に合わせた用語等の改正、情報の公開に関する法律に合わせた行政文書の定義等について、所要の改正をしたものでございます。

組合では、本件について議会招集を検討したところでございますが、施行期日との関係から、

組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第3号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）」を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

続いて日程第13「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「承認第4号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し

上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、現行、組合の個人情報保護条例において、管理者、教育委員会、監査委員などと同様に、実施機関の1つとして規定されておりました。個人情報保護法の改正により、執行部については令和5年4月1日から個人情報保護法の規定が直接適用されることとなりましたが、議会については法律の規定の対象外となったことから、引き続き組合議会の個人情報を適切に取り扱うため、新たに条例を制定したものでございます。

組合では、本件について議会招集を検討したところでございますが、施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について）」を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがいまして、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第14「認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑」を議題といたします。

まず、認定案第1号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「認定案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」につきまして、決算資料として配付しております決算の概要、こちらのほうで説明させていただきます。決算の概要を御覧ください。

お手元の決算の概要のまず1ページをお開きください。上段の表1、歳入歳出決算額（対前年度比）を御覧ください。

一般会計の歳入総額は、75億350万915円、歳出総額は73億3,327万2,052円となりました。また、歳入歳出差引残額は1億7,022万8,863円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,301万8,000円を控除した実質収支は9,721万863円となりました。

なお、対前年度比では歳入が9億3,320万円余、14.2%の増、歳出が9億8,488万円余、15.5%の増、実質収支は9,930万円余、50.5%の減となりました。

まず、対前年度比の特徴から御説明いたします。

2ページをお開きください。1－2歳入科目別決算額（対前年度比）の表を御覧ください。

1款分担金及び負担金は48億5,125万円、前年度比3億2,584万円余、7.2%の増となりました。増額となった主な要因は、各施設の老朽化に伴う維持補修費の増を見込んだこと、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の一般財源の増額、また、コロナ禍での構成市町村財政への影響を考慮し、令和3年度当初予算で市町村負担金を緊急的に1億円余削減した反動によるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、8億5,803万円余で、前年度比3,344万円余、4.1%の増となりました。増額となった主な要因は、2項3目2節燃えるごみ専用袋手数料で、茂原市が生活支援対策事業として燃えるごみ専用袋を配付したことなどに伴い、3,971万円余の増額となったことによるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、3億9,084万円余で、前年度比9,323万円余、19.3%の減となりました。

減額となった主な要因は、1項1目衛生費補助金で、平成30年度から5か年で施工したごみ焼却施設基幹的設備改良事業の交付対象事業費の減に伴い、9,050万円余の減額となったことによるものでございます。

次に、4款県支出金でございますが、4,540万円余で、前年度比2,895万円余、176%の増となりました。増額となった主な要因は、1項1目消防費補助金で、石油貯蔵施設立地対策等交付金の長柄町分が皆増、消防防災施設強化事業補助金で、令和3年度からの繰越明許費繰越事業を含む消防機庫新築事業5棟の皆増及び消防団車両購入4台の増に伴い1,771万円余の増、また、2項1目消防費負担金で、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定事業負担金の計上科目を雑入から見直したことにより、1,123万円余の皆増となったことによるものでございます。

次に、7款繰越金でございますが、2億2,191万円余で、前年度比2,086万円余、10.4%の増となりました。増額となった主な要因は、令和3年度の歳入で燃えるごみ専用袋手数料の販売数増による一般廃棄物収集手数料、ごみ資源化物売却単価の単価上昇による雑入の増額があったことによるものでございます。

なお、令和3年度の実質収支額1億9,651万円余から令和4年度の予備費に2,000万円を充当し、一般廃棄物処理施設建設基金積立金へ構成市町村の意向により1億1,272万円余を積み立て、残額6,378万円余を構成市町村へ還付いたしました。

次に、9款組合債でございますが、10億970万円、前年度比6億1,700万円、157.1%の増となりました。増額となった主な要因は、1項1目衛生債では、可燃ごみ処理施設整備事業として、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の起債対象事業費の増及び蒸気タービン発電機補修工事、また、最終処分場施設整備事業として、最終処分場嵩上げ事業及び新最終処分場建設用地費の財源として4億4,500万円の増、また、2目消防債では、非常備消防施設整備事業として、消防機庫新築事業5棟及び消防団車両5台購入などの財源として1億7,200万円の組合債を増額発行したことによるものでございます。

次に、歳出の対前年度比の特徴について御説明申し上げます。

こちら、5ページをお開きください。1-3歳出科目別決算額（対前年度比）の表を御覧ください。

まず、2款総務費でございますが、2億2,363万円余で、前年度比2,860万円余、11.3%の減

となりました。減額となった主な要因は、1項4目諸費で、過年度分市町村負担金精算額において、前年度繰越金のうち一般廃棄物処理施設建設基金への積立金を除いた精算還付金が2,950万円余減額となったことによるものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、39億2,074万円余で、前年度比7億7,585万円余、24.7%の増となりました。増額となった主な要因は、2項清掃費で7億8,124万円余の増となったことによるもので、これは電気料金単価の高騰、人件費や物価上昇に伴う各委託料による物件費の増、施設老朽化による維持補修費の増、また、普通建設事業では、3目可燃物処理費で、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の施工内容及び蒸気タービン発電機補修工事、5目最終処分場費では最終処分場嵩上げ事業、7目新最終処分場建設費では土木工事実施計画作成委託及び建設用地購入による増額があったことによるものでございます。

次に、5款消防費でございますが、26億1,389万円余で、前年度比2億4,652万円余、10.4%の増となりました。増額となった主な要因は、1項1目常備消防費で、給与改定及び期末勤勉手当の引上げ、コロナ患者移送業務での特殊勤務手当及び時間外勤務手当の増による職員人件費、電気料金単価の高騰及び車載端末地図データ更新委託による物件費の増額により3,954万円余の増、3目常備消防施設費では、消防施設感染対策改修工事設計委託及び消防車両3台購入による普通建設事業費の増額により1,498万円余の増、4目非常備消防施設費では、消火栓新設工事負担金による補助費等、令和3年度からの繰越明許費繰越を含む消防機庫新築事業5棟、また、消防団車両5台の購入による普通建設事業費の増額により、1億8,581万円余の増によるものでございます。

以上が、一般会計の令和4年度決算の対前年度比の特徴でございます。

続きまして、対予算比の特徴的な箇所について、歳入から御説明いたします。

こちら、9ページをお開きください。2-1歳入科目別決算額（対予算比）の表を御覧ください。

まず、2款使用料及び手数料でございますが、予算現額比3,758万円余の増となりました。増額となった主な要因は、2項3目2節燃えるごみ専用袋手数料で、茂原市において生活支援対策事業として燃えるごみ専用袋を配付したことなどによるものでございます。

次に、4款県支出金でございますが、予算現額比1,261万円余の増となりました。増額となった主な要因は、2項1目消防費負担金で、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定事業負担金の計上科目を雑入から見直したことによるものでございます。

次に、6款繰入金でございますが、予算現額比6,600万円の皆減となりました。これは、当

初予算で市町村負担金を抑制するため、不燃物処理費の粗大ごみ破碎機駆動用高圧モーター更新工事の特定財源として予算計上をいたしました。清掃費で生じた不用額や歳入増で賄えたことから、繰入れを行わなかったことによるものでございます。

次に、9款組合債でございますが、予算現額比2億2,670万円の減となりました。減額となった主な要因は、1項2目消防債で、繰越明許費繰越を決定した消防施設感染対策改修事業の未収入特定財源として予算を繰り越したことによるものでございます。

続きまして、歳出の対予算比の特徴を御説明いたします。

10ページを御覧ください。3-1歳出科目別決算額（対予算比）の表を御覧ください。

まず、2款総務費でございますが、翌年度繰越額が605万円となりました。これは、組合管理棟の高圧受変電設備改修工事で、世界情勢の影響により部品調達に時間を要することが判明したため、繰越明許費繰越を決定したことによるものでございます。

次に、4款2項清掃費でございますが、翌年度繰越額が6,661万円余となりました。これは、2項3目可燃物処理費で、蒸気タービン発電機励磁機更新工事において、故障が発生した場合の影響の大きさから、緊急性を考慮し繰越明許費繰越を決定。また、ごみ計量機データ処理装置更新工事においては、世界情勢により部品納期に遅延が生じたことにより、事故繰越し繰越を決定したことで5,698万円を翌年度へ繰り越し、7目新最終処分場建設費では、浸出水処理施設発注支援委託において、コロナ禍の影響による事業の遅れにより繰越明許費繰越を決定、また、建設計画地内のうち長柄町所有の赤道等購入費についても繰越明許費繰越を決定、同様の理由で、用地整備資料作成委託は事故繰越し繰越を決定したことにより963万円余を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

清掃費の不用額は4,500万円余となりました。不用額が生じた主な要因は、2項3目可燃物処理費において、ごみ処理量の減少に伴う薬品費、焼却灰等搬出業務委託料及び焼却灰外部運搬処理委託料の減、また、ごみ処理施設補修工事の整備項目精査による工事請負費の減額により2,491万円余の不用額が生じたことによるものでございます。

次に、5款消防費でございますが、翌年度繰越額が2億2,515万円余となりました。これは、1項1日常備消防費で、救急救命士の気管挿管病院実習において、コロナ禍の影響により事故繰越し繰越を決定したことで35万円余、また、3日常備消防施設費では、消防施設感染対策改修事業において、国の指針に適合する感染対策を速やかに施工するため繰越明許費繰越を決定したことで、2億2,480万円を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

5款消防費の不用額は3,491万円余となりました。不用額が生じた主な要因は、1項1日常

備消防費において、職員手当等、消耗品費、消防車両の修繕料、ちば消防共同指令センター負担金の実績により1,262万円余、また、2目非常備消防費で消防団員報酬、出動実績による費用弁償、消防機庫及び消防団車両の修繕料、消火栓修繕負担金の実績による減額により、1,813万円余の不用額が生じたことによるものでございます。

以上が、一般会計の歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 続いて、認定案第2号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「認定案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業歳入歳出決算」について、同じく決算の概要で御説明申し上げます。

13ページをお開きください。上段の表、1歳入歳出決算額（対前年度比）を御覧ください。

歳入総額は1億6,207万8,748円、歳出総額は1億5,076万5,576円となり、歳入歳出差引残額は1,131万3,172円となりました。実質収支も同額でございます。

対前年度比では、歳入が1,207万円余、8%の増、歳出が558万円余、3.8%の増、実質収支では649万円余、134.6%の増となりました。

まず、対前年度比の特徴から御説明申し上げます。

14ページをお開きください。上段の表、1-2歳入科目別決算額（対前年度比）を御覧ください。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町、長南町からの負担金で、1億782万円余となり、前年度比889万円余、9%の増となりました。増額となった主な要因は、老朽化による設備更新に伴う維持補修費、空調機等改修工事による普通建設事業費の増額を見込んだことによるものでございます。

次に、2款1項1目使用料でございますが、4,933万円余で、前年度比252万円余、5.4%の増となりました。増額となった要因は、火葬場及び式場等の使用件数の増に伴う聖苑使用料の増額によるものでございます。

次に、3款繰越金でございますが、482万円余、前年度比231万円余、92.7%の増となりました。なお、前年度繰越金のうち、予備費の財源として100万円を除いた残額382万円余を3市町へ還付しました。

次に、4款諸収入でございますが、9万円余で、前年度比166万円余、94.5%の減となりました。減額となった主な要因は、過年度分市町負担金清算金の皆減によるものでございます。

次に、歳出の対前年度比の特徴について御説明いたします。

ページ下段の表、1－3歳出科目別決算額（対前年度比）4を御覧ください。

1款1項1目管理費でございますが、1億4,694万円余で、前年度比492万円余、3.5%の増となりました。増額となった主な要因は、人事異動に伴う職員人件費、電気料金の高騰に伴う物件費の増額によるものでございます。

次に、2目諸費でございますが、382万円余で、前年度比65万円余、20.7%の増となりました。増額となった要因は、前年度繰越金の増に伴う過年度分市町負担金精算の増額によるものでございます。

続きまして、対予算比の特徴的な箇所について御説明いたします。

13ページをお開きください。中段の表、2歳入款別決算額（対予算比）を御覧ください。

2款1項1目使用料でございますが、予算現額比118万円余の増となりました。増額となった主な要因は、火葬及び式場等の使用実績によるものでございます。

次に、下段の表、3歳出款別決算額（対予算比）を御覧ください。

1款1項1目管理費でございますが、不用額は910万円余となりました。不用額が生じた主な要因は、委託料及び工事請負費の入札差金によるものでございます。

以上が、特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の特徴でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分再開

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで議員の皆様にお知らせいたします。

先ほど、13番酒井良信君から、体調不良により会議を途中退席したいとの旨の申出があり、これを許可したので報告いたします。

続いて、認定案第3号について、提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「認定案第3号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算」について、こちらの決算の概要によって御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

最初に、業務量の状況でございますが、1の給水世帯数は、予算にて給水戸数として表記していたものについて、現に給水区域内に居住し給水している世帯数を計上していることから、給水世帯数という表記に改めたものであり、前年度より0.7%増の6万4,301世帯、一方、2の給水人口は前年度より0.6%減の13万9,098人となりました。また、3の年間総給水量は0.3%増の1,901万2,299立方メートル、表の一番下の5の年間有収水量は1.3%減の1,619万3,984立方メートルとなりました。

次に、1の水道事業収益及び費用についてですが、こちらは税抜き表示となります。

水道事業収益でございます。下の表を御覧ください。

まず、1款水道事業収益は47億4,483万8,482円となり、前年度決算額に対して404万円余、0.1%の減となりました。その内訳でございますが、1項営業収益は36億1,956万円余となり、前年度決算額に対して3,967万円余、1.1%の減となりました。減額の主な要因としては、1目給水収益が家事用水量及び工場用水量等の減により36億503万円余となり、前年度決算額に対して4,244万円余、1.2%の減となりました。

次に、2項営業外収益は11億2,526万円余となり、前年度決算額に対して3,563万円余、3.3%の増となりました。増額の主な要因としては、2目給水申込納付金が新規申込件数の増などにより1億7,183万円余となり、前年度決算額に対して2,415万円余、16.4%の増、6目雑収益が、落雷による機器損害に係る共済金などにより1,486万円余となり、前年度決算額に対して1,347万円余、967.3%の増となったことによるものです。

次に、17ページ、水道事業費用でございます。下の表を御覧ください。

表の一番上の欄、1款水道事業費用ですが、46億1,823万4,912円となり、前年度決算額に対して1億3,330万円余、3.0%増となりました。その内訳でございますが、1項営業費用は44億755万円余となり、前年度決算額に対して1億4,352万円余、3.4%の増となりました。増額の主な要因としては、1目原水及び浄水費が、電気料金の高騰や受水費の基本料金減額措置率が下がったことなどにより25億5,617万円余となり、前年度決算額に対して1億7万円余、4.1%の増、2目配水及び給水費が、漏水修理に係る費用の増加などにより4億5,838万円余となり、前年度決算額に対して4,174万円余、10.0%の増となったことによるものです。

2項営業外費用は2億1,002万円余となり、前年度決算額に対して1,087万円余、4.9%の減

となりました。減額の主な要因としては、1目支払利息及び企業債取扱諸費が企業債利息の減少により1億5,940万円余となり、前年度決算額に対して1,324万円余、7.7%の減となったことによるものです。

3項特別損失は、茂原市道拡幅用地の無償譲渡などにより65万円余となりました。

18ページをお開きください。

上の表、水道事業の損益計算ですが、表、損益計算のとおり、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は1億2,660万3,570円となり、前年度決算額に対して1億3,734万円余、52.0%の減となりました。

損益計算の下、決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。

次に、1立方メートル当たりの供給単価、給水原価でございます。

まず、上段の給水単価は水1立方メートル当たりの販売単価を表しており、令和4年度では222.62円で、前年度に比べ0.36円の増となりました。これは、料金単価設定の低い家事用水量の割合が減少したことにより、1立方メートル当たりの単価が増加したものでございます。

また、3つ下の欄、給水原価は水1立方メートル当たりの生産原価を表しており、令和4年度では275.32円で、前年度に比べ11.83円増となりました。これは、取水、浄水などに係る動力費や受水費、配水管漏水修理に係る費用が増加したことなどが単価を引き上げたものでございます。

次に、2の資本的収入及び支出についてです。これは、税込み表示となります。

資本的収入でございます。下の表を御覧ください。

まず、1款資本的収入ですが、5億5,293万2,562円となり、前年度決算額に対して3,857万円余、6.5%の減となりました。その内訳でございますが、1項企業債、1目企業債は、配水管更新事業に係る起債借入れの増及び前年度から繰り越した工事の財源として2,620万円借り入れたことにより4億7,860万円となり、前年度決算額に対して4,300万円、9.9%の増となりました。

2項国庫補助金、1目国庫補助金は、配水管更新に係る生活基盤施設耐震化等交付金で、実施設計業務委託のみのため357万円余となり、前年度決算額に対して2,409万円余、87.1%の減となりました。

3項負担金、1目負担金は、配水管布設替え工事に係る負担金収入の減により6,899万円余となり、前年度決算額に対して5,469万円余、44.2%の減となりました。

次に、19ページ、資本的支出でございます。中ほどの表を御覧ください。

1 款資本的支出は16億9,001万1,016円となり、前年度決算額に対して5,471万円余、3.1%の減となりました。その内訳でございますが、1 項建設改良費は8億5,484万円余となり、前年度決算額に対して8,753万円余、9.3%の減となりました。減額の主な要因としては、3 目原水施設費が、施設改良工事の減により7,454万円余となり、前年度決算額に対して3,209万円余、30.1%の減、4 目配水施設費が、配水管更新工事等の減により6億9,064万円余となり、前年度決算額に対して6,787万円余、8.9%の減となったことによるものです。

次に、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、償還元金が増加したことなどにより8億3,516万円余となり、前年度決算額に対して3,281万円余、4.1%の増となりました。

この結果、表の下に記載いたしました、資本的収入額が資本的支出額に不足する額11億3,707万円余は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,792万円余、当年度分損益勘定留保資金8億2,409万円余及び建設改良積立金2億4,506万円余で補填いたしました。

下表及び次ページに主な建設改良事業について記載しております。

20 ページをお開きください。

下段の表、企業債残高でございます。令和4年度末の企業債残高は105億5,135万円余となり、前年度と比較し3億5,656万円余の減少となりました。

以上が令和4年度水道事業会計決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださりますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 続いて、認定案第4号について、提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「認定案第4号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算」について御説明いたします。

御説明に入る前に、令和4年度の病院事業の概略から申し上げます。

初めに、常勤医師数の状況でございますが、令和3年度末に内科医1名と皮膚科医1名の退職がありましたが、令和4年4月に糖尿病内科医1名を採用したことから、前年度に対し1名減の19名体制で診療を開始しました。

経理面では、医業収益が、外来収益の増加により、前年度に対し1億731万円余の増額となりました。また、当年度純利益では、新型コロナウイルス感染症対応に係る国・県からの補助金等により、3億1,073万円余の黒字決算となりました。

事業面では、新型コロナウイルス感染症の対応として、引き続き発熱外来や陽性患者の入院

受入れ並びにワクチン接種などを実施いたしました。また、B棟改築工事に係る基本実施設計や近隣住民への説明、建設場所の地質調査等を実施いたしました。

整備事業では、医療情報システムなど医療機器の更新のほか、C棟防水改修工事等を実施いたしました。

以上が病院事業の概略となります。

それでは、決算の概要について御説明いたします。

こちらの決算の概要書の21ページをお開きください。

初めに、上段の表、業務量の状況について御説明いたします。

1、病床数につきましては180床ですが、B棟の病室52床を休床しており、128床で運用しております。また、新型コロナウイルス感染症の中等症患者の入院受入れにC棟5階の病室のうち5床を活用し、残りの32床は休床としたため、コロナ病床以外の一般病床の運用としては91床で運用いたしました。

2、年間患者数につきましては、入院の年間延べ患者数は2万3,450人で、前年度に対し2,706人の減、1日平均では7.5人の減となりました。減の要因といたしましては、4年度は年間を通じて5階の病床をコロナ患者の受入れ用に活用したことなどが挙げられます。入院単価は4万9,655円で、前年度に対し5,027円の増となりました。増の要因といたしましては、コロナ入院患者の診療報酬加算の増などが挙げられます。

次に、外来の年間延べ患者数は8万2,681人で、前年度に対し1,453人の減、1日平均では7.4人の減となりました。減の要因といたしましては、皮膚科が医師の開業に伴う退職により、常勤から週1回の非常勤になったことなどが挙げられます。外来単価は1万1,456円で、前年度に対し1,188円の増となりました。増の要因といたしましては、発熱外来患者の増加に伴う診療報酬や検査料の増などが挙げられます。

次に、病院事業収益及び費用について御説明いたします。

初めに、病院事業収益でございますが、下段の表を御覧ください。こちらは税抜き表示となっております。

1款病院事業収益は34億9,442万8,347円で、前年度に対し6,740万735円、1.9%の減となりました。1項医業収益は24億1,515万円余で、前年度に対し1億731万円余、4.7%の増となりました。主な内訳といたしましては、2目外来収益が9億4,719万円余で、発熱外来の検査料の増等により、前年度に対し8,330万円余の増となったものでございます。また、3目その他医業収益は1億5,343万円余で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る収益の計上などによ

り、前年度に対し3,326万円余の増となったものでございます。3項特別利益は3億8,132万円余で、新型コロナウイルス感染症対応に係る国・県からの補助金などになりますが、3年度に整備しました感染症用医療設備補助金などの減などにより、前年度に対し1億2,949万円余、25.3%の減となりました。

次に、22ページ中段の表を御覧ください。

病院事業費用について御説明いたします。

1款病院事業費用は31億8,369万4,287円で、前年度に対し8,423万6,188円、2.6%の減となりました。1項医業費用は30億7,172万円余で、前年度に対し1,686万円余、0.6%の増となりました。主な内訳といたしましては、1目給与費は20億2,952万円余で、処遇改善に伴う看護師手当の増などにより、前年度に対し1,256万円余の増となったものでございます。また、3目経費は4億2,450万円余で、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増などにより、前年度に対し83万円余の増となったものでございます。3項特別損失はございませんでした。なお、令和3年度につきましては、コロナ患者用陰圧室の整備など新型コロナウイルス感染症対応に係る経費を計上したものでございます。

この結果、下段の表の一番右下のところになりますが、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和4年度の純利益は3億1,073万4,060円となりました。

続きまして、23ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。こちらは税込み表示となります。

初めに、上段の表、資本的収入から御説明いたします。

1款資本的収入は4億6,814万2,000円で、前年度に対し3億8,920万8,000円、493.1%の増となりました。内訳といたしましては、1項企業債は4億4,620万円で、医療機器の整備やC棟防水改修工事の財源に充てたもので、前年度に対し3億8,420万円余の増となったものでございます。

次に、下段の表、資本的支出でございますが、1款資本的支出は5億6,829万5,546円で、前年度に対し4億7,073万3,204円、482.5%の増となりました。主な内訳といたしましては、1項建設改良費、1目資産購入費は4億3,165万円余で、医療情報システムの更新など医療機器等の整備により、前年度に対し3億9,556万円余の増となったものでございます。2目改修工事費は9,155万円余で、C棟防水改修工事やB棟改築工事基本実施設計等により、前年度に対し6,515万円余の増となったものでございます。3項投資は120万円で、看護学生1名に対する修学資金の貸付でございます。

なお、資本的収入額が資本的収支額に不足する額 1 億15万3,546円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額380万6,809円及び過年度分損益勘定留保資金9,634万6,737円で補填をいたしました。

以上、認定案第4号令和4年度病院事業会計決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 以上で認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

片岡代表監査員。

○代表監査委員（片岡 修君） 監査委員を務めております片岡でございます。

監査報告を申し上げます。

去る7月19日、組合管理棟ふれあいホールにおきまして、議会選出の田邊監査委員と共に令和4年度の長生郡市広域市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算と、もう一件は公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性についての審査を行いました。それらの審査の結果について申し上げます。

まず、各会計の決算についてでございますが、決算に関わる関係帳簿などは関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道及び病院事業の経営健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いたしましたところ、両事業会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率も算定されていないことから経営の健全性が認められましたので、8月8日付で決算並びに経営健全化審査意見書を管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に関わる所見と経営健全化審査意見につきましては、審査意見書に取りまとめてございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で監査報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 御苦労さまでした。

監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号についてはこれより質疑に入りますが、詳細な質疑については、決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査、質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） それでは、最初のページ26ページ、委託料でありますけれども、その前に新最終処分場建設費の委託料で、この土木工事設計作成委託料8,910万円、浸出水処理施設発注支援委託料720万5,000円と、この関係について質問をさせていただきたいと思います。

今回、新聞等でも取り上げましたけれども、ネットあるいは先ほどまで読売新聞の記者がおられましたけれども、読売新聞の報道によった記事について質問をいたしたいと思います。記事といたしまして、こう書いてあるんですね。工事落札ほぼ最低価格、組合は情報漏えいの疑いがある判断と、工事に関する議案について組合議会に提出を見送ることとしたと。また、千葉日報によりますと、工事議案提出見送り、同組合は職員や企業体などに聞き取り調査を行った上で一旦問題ない、とあり、2社の見解の相違があるように見受けられるわけであります。

施策の成果によりますと、今日、議会の施策の成果でありますけれども、選定は総合評価落札方式を採用し、令和4年度に新最終処分場浸出水処理施設工事に関わる総合評価技術審査会を設置し、落札者決定基準等の審査を行ったとありますが、この点、2社の見解が、新聞報道の見解に相違があるように見受けられますが、当局はどのように捉えておるのか、その辺、1点目お伺いします。

いま1点でございますけれども、2点目といたしまして、今回の事案の業者契約は仮契約をされているのか。されているとすれば、どのような問題が生じるのか、今後の対応はどのように考えておられるのか、2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 当局、答弁願います。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 私から答弁させていただきます。

新最終処分場の事業につきましては、土木建築工事と浸出水処理施設建設工事、この2つの

工事に分かれております。今回、新聞で取り上げられましたものは土木建築工事の入札額のことでございます。こちら、重要な事業でございますので、日頃より十分注意しながら事務を進めるよう、職員には指導しておりました。このような疑念を抱くような状況となったことは非常に残念で悔しい気持ちでございます。

本事業に関わる事務職員に対する内部の調査を実施しましたが、こちらについては問題ございませんでした。また、落札業者と設計業者への外部の調査も既に実施いたしましたが、問題は確認はできませんでした。

しかしながら、最低制限価格にプラス1万円の落札額の説明や、契約できなくなるリスクもあることから、早急に契約をするため、再調査を行い、その後に議案を提出することといたしました。

仮契約につきましては、両契約ともまだ締結はしておりません。こちらは、業者には現状を説明しておりまして、了承を得ておるところでございます。

本事業につきましては、県との協議や用地の取得など、計画に沿って進めております。また、今後の物価上昇や事業のスケジュール遅延などを考慮しますと、早急の契約締結が必要であると考えております。早急に進めてまいりますので、御理解御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 阿曾環境衛生課長。

○環境衛生課長（阿曾弘信君） 浸出水処理施設の件について、総合評価落札方式の件についてお話しさせていただきたいと思っております。

埋立地から染み出た汚水を適正に処理する浸出水処理施設につきましては、土木、建築、機械、電気、電気計装等が複合した高度な技術を組み合わせた施設であること、また、今後30年以上稼働する施設であることから、長期間の安定稼働をするために、単に価格の競争ではなく、企業の持つ技術力を活用することで高い品質の施設建設が可能とすることができる、また、環境省が積極的に導入することを推奨していることから、総合評価落札方式を採用いたしました。

技術審査会につきましては、令和4年度につきましては2回実施いたしまして、入札説明書や落札者決定基準などについて審議したものでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 当局からの答弁は終わりました。

6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

お隣の大網白里市では、庁舎整備改修工事入札において、市議会は同社との契約に関する議案を否決したと報じられました。長生郡市新最終処分場は当初計画より大変遅れておるところであります。工事完成に支障のないよう、ぜひとも御配慮のほどお願い申し上げます。答弁できれば、お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 当局、答弁願います。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） ありがとうございます。

大網白里市の案件でございますが、本広域組合の入札では採用しておりません低入札価格調査制度というのを導入しております。契約予定価格の70%から90%の間で、調査基準価格としてその額を下回った応札額の業者に対し、契約どおりの工事が可能かどうか調査することとなっており、人件費や材料費など積算根拠の資料を提出させ、合理的な根拠がない場合は契約を取りやめると、そのようなことになっておりまして、私どもの最低制限価格とはちょっと違ったところなんですけれども、そちらが10円単位で同額で入札したために、議会で否決されたという案件がございました。

私どもにおきましては、そのようなことがないように十分に議員の皆様方に御理解いただけるような調査を早急に実施したいと考えておりますので、何とぞ皆様御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 当局の答弁は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

5 番ますだよしお君。

○5 番（ますだよしお君） 何点かお尋ねしたいと思います。

8月17日の管理者会議で、今議会に契約締結を上程しないということが決まったというふうになっております。そうしますと、例えば1か月延びると、圏外搬出費用が2,500、600万、たしかかかっていると思うんですね、ひと月。そうしますと、茂原市の負担分が約1,700万前後、それについて管理者はどのように考えているのかというのが1点。

それと、もう1点は、今回で、例えば調査と言っていますけれども、調査権のない職員が何を調査するんだということね。できるのは、庁内、要するに広域組合の中の、今使っているソフトはエクセルかな、エクセルからUSBで誰がダウンロードしてあるのか、ないのか。それと、あと単価ファイルの持ち出しがあったかどうか、この2点で広域の組合から漏えいしてい

る、情報漏えいがしているかどうかが決まると思うんです。これがあったのか、ないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 当局、答弁願います。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 17日の管理者会議で話が出まして、複数の管理者の方から、疑義があるということで再調査をしたらどうかと、こういう話でございました。それで、その段において、環境の方から話が出たのは、今御指摘のとおり、1か月遅延すると2,400万ぐらいのマイナスになりますという話でございます。仮にこれを半年、1年延ばすと、掛ければいい話なんですけれども、それなりの負担金が生じてしまうということでございますので、一日も早く私としてはこれを再調査、やっぱり疑義があるということは私もそう思っておりますので、再調査をして結果を出したいと、こういうような思いでおります。

したがいまして、議員の御指摘のとおりフロッピーを見たり、いろんなことをやっても、どういところで何が出てくるか分かりませんが、あるいは弁護士を介していろいろどうしたらいいのか、広域の議会としても対応をしたところではございますが、最終的にどういう判断をするのかというのは、あとは広域の方でもう一回調査した内容を皆さん方に知らせるしかないかなと思っております。

これは、今のところ9月の中旬ぐらいにはほぼ見えてくるかなと思っておりますので、出てきましたら来月、9月20日ぐらいの管理者会議にもう一回かけまして、できれば9月末の臨時議会を開かせていただき、そこでどうするか判断を皆様方に仰ぎたいと思っております。これはやっぱり私としても、できるならばこのまま執行してもらいたいと思っております。というのは、やっぱり延びれば延びるほど経費はかさんでいきますし、それと同時に執行状況がどういふうにこの後なってくるか、予断を許さないところもございまして、ここは議員各位においてもよく判断をしていただければと思っております。

その辺が非常に気になっておまして、私も1か月延びると2,400万増えるというのは知らなかったものですから、急にその話が出たものですから、あんまり悠長な、のんびり構えてこういうことをやっておるわけにもいかないものですから、今の対応で御了解を、管理者会議では得たところでございます。

それ以外のことは、ちょっと私の方でも調査権とか何とかと言われても分かりませんので、この辺は広域の方できっちりと調べるといことになっておりますので、御理解をしていただければと思います。

○議長（鶴沢清永君） 当局の答弁終わりました。

5 番ますだよしお君。

○5 番（ますだよしお君） それでは、要望で結構です。実は、このエクセルというのは秘匿性が全然ないんですね。なぜかという、数字がそっくり出ちゃうもので、それで、今は、細かく言うと営繕工事精算システムというんですかね、リビックというソフトがあると思うんですが、これは秘匿性が非常に強くて、数字等を入れないで何かこれを使いますという、後で打ち込むとその数字が出るというソフトがあるんだそうですけれども、できればこのソフトを入れ替えれば、今皆さんが懸念されているような職員の持ち出しとか、そういうことがないと思いますので、その辺もひとつ御配慮を願いたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、認定案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、認定案第 2 号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、認定案第 2 号の質疑を終わります。

続いて、認定案第 3 号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、認定案第 3 号の質疑を終わります。

続いて、認定案第 4 号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、認定案第 4 号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は茂原市 3 名、町村 1 名ずつの計 9 名の委員をもって構成したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、茂原市 3 名、町村 1 名ずつの計 9 名の委員をもって構成することに決定いたしました。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

2番岡沢与志隆君、3番小久保ともこ君、4番鈴木敏文君、8番袴田忍君、10番中村勇君、12番阿井市郎君、14番板倉正道君、16番本吉敏子君、18番御園生明君。

お諮りいたします。

以上9名を決算審査特別委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時5分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方は、第2研修室にお集まりください。

午後1時45分休憩

午後2時5分再開

○議長(鵜沢清永君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に8番袴田忍君が、副委員長に4番鈴木敏文君が選ばれましたので、御報告いたします。

日程第15「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」御説明いたします。

その内容でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金に係る未処分利益剰余金を資本金へ組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

資料の3枚目を御覧ください。

上段の令和4年度水道事業剰余金計算書説明資料の表の中ほど、建設改良積立金ですが、改良工事の財源として2億4,506万2,640円を取り崩したことにより、同額が未処分利益剰余金に振り替えられます。この2億4,506万円余は資金の裏づけがなくなり、利益剰余金の中で資金の裏づけがあるものとないものが混在することになります。

下段の令和4年度水道事業剰余金処分計算書説明資料を御覧ください。

このことから、財務状況を明瞭に示すため、利益剰余金から資本金へ組み入れるものでございます。

以上、未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 全員起立。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計利益積立金の振替について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計利益積立金の振替について」御説明いたします。

その内容でございますが、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により、利益剰余金に係る減債積立金、利益積立金を振り替え、積立金の目的を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

資料の3枚目、下段の令和4年度水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。

水道事業では積立金として、企業債償還の目的で積み立てている減債積立金6億375万9,863円、建設改良事業の財源として積み立てている建設改良積立金4,616万7,322円、損失補填の目的で積み立てている利益積立金3億3,934万2,185円がございます。この積立金でございますが、平成24年の地方公営企業法の一部改正により資本制度の見直しが行われ、法定の積立金制度が廃止されたところであり、経営状況に即した目的の資金内容とすることが可能となりました。

現在、水道事業では、企業債残高の削減のため、建設改良事業の財源としてきた企業債の借入額抑制に取り組んでおり、建設改良事業に必要な資金の不足が見込まれますので、減債積立金と利益積立金の目的を変更し、建設改良積立金に振り替えようとするものです。

以上、利益積立金の振替についての説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計利益積立金の振替えについて」を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鶴沢清永君) 起立全員。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条、資本的収入および支出ですが、補正予算説明書にて説明させていただきますので、予算書の最後のページとなります10ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入ですが、3,871万7,000円増額し、補正後の予定額を11億2,547万円にしようとするものです。その内訳ですが、第3項負担金を、受託工事として施工する睦沢町の若者定住住宅造成事業に伴う配水管布設工事と、長生村の下水道事業及び千葉県の高水防除事業に伴う配水管布設替え工事に係る収入の増加により、3,871万7,000円増額の3億8,417万5,000円にしようとするものです。

支出の第1款資本的支出は、1億2,598万2,000円増額し、補正後の予定額を26億200万2,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項建設改良費は、収入で説明しました受託工事に加え、道路改良に伴う配水管布設替え工事や、白子町及び長南町ガス事業と共同で施工することにより舗装費用が安価となる配水管布設替え工事及び市町村への舗装負担金を計上したことにより、1億2,598万2,000円増額し、16億7,530万9,000円にしようとするものです。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

このことにより、第2条資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を14億7,653万2,000円に改め、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,800万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7億6,151万7,000円及び建設改良積立金5億8,701万4,000円で補填することに改めるものです。

以上、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算案（第1号）」について御説明申し上げます。

こちら、病院事業会計の補正予算書1ページを御覧ください。

第2条資本的収入及び支出の予算額の補正でございますが、一番最後のページ、8ページの補正予算説明書にて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、支出でございますが、1款資本的支出は既決予算額に2,024万円を増額し、3億4,483万1,000円にしようとするものでございます。内容といたしましては、1項建設改良費、2目改修工事費、1節改修工事費に、屋外の冷却水循環装置に不具合が発生しているB棟手術室システムエアコンチラーの改修工事費として2,024万円を増額しようとするものでございます。なお、資本的支出の増額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、1ページにお戻りください。

第3条企業債でございますが、起債限度額の内訳を変更しようとするものでございます。内容といたしましては、C棟屋上防水工事については、材料費等の高騰による工事費の増額に伴い、起債限度額を5,000万円から6,000万円に増額変更し、B棟エレベーター改修工事については工事内容を精査、縮小したことにより、起債限度額を2,700万円から1,700万円に減額変更しようとするものでございます。これにより、C棟屋上防水工事の増額分については起債限度額を組み替えて実施しようとするものでございます。なお、本工事2件に対する起債限度額の総額7,700万円には変更はございません。

以上、議案第4号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鶴沢清永君) 起立全員。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第5号火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村消防長。

○消防長(中村希一君) 「議案第5号火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、この一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の概要は主に3点でございます。

1点目は、電気自動車を充電するための急速充電設備について、その定義を見直すとともに、分離型の急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を加えること、2点目は、健康増進法に規定する「喫煙専用室」の標識が設置されている場所には、条例で定める「喫煙所」と表示した標識の設置を不要とするものと規定すること、3点目は、「喫煙所」、「禁煙」、「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構または日本産業規格、これに適合するものと規定するものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第5号火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鶴沢清永君) 全員起立。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、11番小倉利一君については暫時退場を願います。

(11番小倉利一君 暫時退場)

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました田邊明佳議員が令和5年8月24日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります小倉利一議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

小倉議員は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えておりますので、議員各位の賛同をお願いする次第であります。

なお、退任されました田邊議員におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

「議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがって、議案第6号は原案のとおり同意されました。

小倉利一君の入場を認めます。

（11番小倉利一君 入場）

○議長（鶴沢清永君） 11番小倉利一議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。小倉利一監査委員より御挨拶願います。

○監査委員（小倉利一君） ただいま皆様方の御同意をいただきました長生村の小倉でございます。

2回目の監査委員の就任となりますけれども、皆様方のお力添え、御協力を賜りまして、職

責を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単な挨拶で申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（鶴沢清永君） ありがとうございます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） すみません、ここで1つ訂正がございます。

先ほど、議案第3号、令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）について説明したときにですね、用いました資料、資料の1枚目、第2条予算第4条本文括弧書きの括弧の中の建設改良積立金5億8,701万4,000円、ここで漢数字の千の数字が抜けておりますので、これを訂正し差し替えさせていただきますので、議員の皆さん、御了承のほうをお願ひいたします。

大変失礼しました。

○議長（鶴沢清永君） 今、当局より説明がございました。渡してある書類から千という文字が抜けていたということで、皆さん御確認の方をいただきましたでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和5年度第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時31分閉会